

(2) 病原体等のABSL分類

分類基準				
動物実験におけるA B S L分類は病原体等のB S L分類に基本的に対応するが、病原体等のB S L分類とレベルが異なる場合がある。これらの病原体等を含めてABS分類を以下に示す。その他、本規則に定められていない病原体等については、十分なリスク評価を得るまで個別に考慮するものとする。				
ABSL	病原体等			
	ウイルス及びプリオン	細菌	真 菌	寄生虫
ABSL1	なし	なし	なし	なし
ABSL2	Bovine spongiform encephalopathy (BSE) ¹⁾	<i>Salmonella</i> (BSL1を除く全血清型) ¹⁾²⁾	<i>Pneumocystis carinii</i>	<i>Aspiculuris tetraptera</i> ¹⁾ <i>Spironucleus muris</i> ¹⁾ <i>Syphacia</i> spp
ABSL3	Creutzfeldt-Jakob disease (CJD) Ectromelia virus (Mousepox virus) ²⁾ Lymphocytic choriomeningitis virus (LCM) Monkeypox virus (三種) Mousepox virus(Ectromelia virus) ²⁾ Murine hepatitis virus ²⁾ Newcastle disease virus ²⁾ Sendai virus ²⁾	<i>Mycoplasma pulmonis</i> ¹⁾ <i>Streptococcus zooepidemicus</i> ¹⁾		
ABSL4	Macacine alphaherpesvirus 1 (Cercopithecine herpesvirus 1) (Bウイルス) (三種) ³⁾			
備 考	1) ウシ型, ヒト型のprion遺伝子を導入・発現させた遺伝子改変マウス及びサル類にBSE prionを感染させる場合は, ABSL3とする。その他の動物prionについては, 別途考慮する。 2) サル類での動物実験はABSL2とする。 3) 自然感染個体の扱いはABSL2とする。	1) サル類での動物実験はABSL2とする。 2) サル類以外での動物実験において他の動物との隔離を特に必要とする場合は別途考慮する。		1) ABSL2に指定された寄生虫を用いた実験を行う際は, 完全な尿尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うとともに, 実験終了後はケージ及び実験室が熱処理できる施設で行う。